

# 『特定作業実施届出書』の作成について

## (1) 特定作業（条例で規制の対象となるもの）

法令・条例名			四街道市公害防止条例
特定作業			ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるもの

## (2) 特定作業実施届出書

届出者名			四街道市公害防止条例 特定作業を行おうとする者
届出期限			特定作業の開始の30日前までに届け出ること
提出部数			正本とその写し（計2通）
提出書類			○ 所定の届出書（様式4） ○ 該当する別紙（様式4別紙1）（様式4別紙2）（様式4別紙3）（様式3別紙5） ○ 届出書の添付書類 ○ 別紙の添付書類

## (3) 騒音・振動の規制に関する基準など（特定作業）

				市条例施行規則（第6条関係） 別表第4(1)騒音・振動の規制基準 （ア 騒音）（イ 振動） 別表第4(2)悪臭の規制基準				
騒音の大きさ			騒音	昼間 (08-19)	朝 (06-08)	夕 (19-22)	夜間 (22-06)	
				住専	50dB	45dB	45dB	40dB
				住居	55dB	50dB	50dB	45dB
				商業	65dB	60dB	60dB	50dB
				工業	70dB	65dB	65dB	60dB
				調整	60dB	55dB	55dB	50dB
振動の大きさ			振動	昼間 (08-19)	夜間 (19-08)			
				住専・住居	60dB	55dB		
				商業・工業	65dB	60dB		
				調整	60dB	55dB		
				※学校等施設の敷地の周囲50m以内の区域の基準値は5dB減じた値				
悪臭の程度			悪臭	周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度				
届出の対象区域			ばい煙等	市全域				
			悪臭	市全域				
			騒音・振動	市全域				
			地盤沈下	市全域				

(正本) と (そのコピー)

